

理由書

1 請求の要旨

請求人らは、平成 19 年 3 月 1 日付けで宇治市（宇治市水道部）が締結した業務委託契約は、法令等に違反する違法な契約の締結であり、同月 30 日には当該契約に基づく違法な公金の支出が行われたと主張する。そして、本件請求においては、監査委員に対しどのような内容の「必要な措置を講ずべきこと」を求めているのか必ずしも明確ではないが、本件請求理由に鑑みると、当該行為を行った職員に損害を補填させるよう、当監査委員に請求しているものと解される。

そして、本件請求は請求期間の 1 年を経過しているが、請求人らは、当該契約の内容を知り得たのは情報公開によってであるから、請求期間の 1 年を経過したことには正当な理由があると主張する。

2 当監査委員の判断

地方自治法第 242 条第 2 項本文は、住民監査請求は、地方公共団体における違法又は不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないと規定しており、本件請求に係る財務会計上の行為が平成 19 年 3 月 1 日及び同月 30 日であることから、本件請求が請求期間の 1 年を経過していることは請求人らも認めるところである。

しかし、同項ただし書では、1 年を経過したことに「正当な理由」があるときは、1 年を経過していても請求することができる旨を規定するので、以下この点につき検討する。

この正当な理由の有無については、財務会計上の行為が秘密裡にされたかどうかにかかわらず、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである、と解するのが相当である（最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決）。

そして、住民であれば、誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるといえるべきであると解される（東京高等裁判所平成 19 年 2 月 14 日判決参照）。